

自然保護課

1 鳥獣保護事業計画の概要

鳥獣保護法により昭和 39 年から 5 年度毎に策定しており、環境大臣が定める基本指針に即して知事が定める。

計画内容は、鳥獣保護区や休猟区に関する事、農林水産業の被害防止に関する事、特定鳥獣保護管理計画に関する事、鳥獣の生息調査、普及啓発、実施体制の整備等となっている。

2 国の基本指針の改定

(1) 改定の背景

シカやイノシシ（本県には生息していない）等の生息数が増加し、農林水産業や自然植生に与える被害が深刻化

鳥獣捕獲の担い手である銃猟免許者の減少と被害農家による「わな猟」の増加

西日本のクマのように地域個体群の絶滅のおそれのある種の存在

(2) 改定のポイント

休猟区が特定鳥獣（例えば本県ではツキノワグマ等）の避難場所となっていることから、特定鳥獣に限り休猟区の全部又は一部を捕獲可能とする。

「網わな猟免許」を「網猟」と「わな猟」に区分して農家等が免許を取得し易くした。

違法飼養を防止するため、輸入鳥獣にも足環を装着することとした。

3 県の新計画

計画期間 : 平成 19 年度～平成 23 年度（5 年間）

計画策定 ・ 国の基本指針に基づき策定し、鳥獣保護区については全ての区域を期間更新するほか、新たに 1 カ所（平鹿地域）の新設を行うこととしている。

・ また、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルについては引続き特定鳥獣保護管理計画を策定する。

スケジュール

19 年 2 月 公聴会開催、県議会福祉環境委員会に説明

3 月 県自然環境審議会への諮問、答申、計画公表